

公益社団法人日本栄養士会栄養ケア・ステーション認定制度規則

公益社団法人 日本栄養士会

制 定 平成 29 年 10 月 15 日

施 行 平成 30 年 4 月 1 日

改正施行 2021 年 9 月 11 日

改 正 2023 年 2 月 18 日

施 行 2024 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 公益社団法人日本栄養士会栄養ケア・ステーション認定制度規則（以下「本規則」という。）は、栄養ケア・ステーション認定制度（以下「認定制度」という。）の設置及び運用に関して必要な事項を定めることにより、同制度に基づき栄養ケアの業務を行う適格性を有するものとして認定を受けた事業所（以下「認定栄養ケア・ステーション」という。）の適正かつ円滑な発展を確保することを目的とする。

(認定制度の趣旨)

第 2 条 栄養ケア・ステーション事業は、栄養ケア・ステーションを管理栄養士・栄養士の行う栄養ケアの業務の地域拠点とすることによって、管理栄養士・栄養士と地域住民の双方向の結びつきを強化し、あまねく地域住民が管理栄養士・栄養士による栄養ケアの支援と指導を受けて生涯にわたる実り豊かで健やかな生活を維持することのできる地域社会づくりを目指そうとするものである。

認定制度は、本規則に基づき認定を受けた認定栄養ケア・ステーションと公益社団法人日本栄養士会（以下「本会」という。）及び各都道府県栄養士会の設置運営にかかる栄養ケア・ステーションを有機的に連携させることによって、きめ細かく伸びやかな栄養ケアのネットワークを築き、もって栄養ケア・ステーション事業の目指すところの実現に資することをその趣旨とする。

(定義)

第3条 本規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところ

による。

- (1) 「認定」とは、特定の事業者（本条第2号）が設置運営する特定の事業所（本条第3号）であって、広く地域住民に適正な栄養ケアを提供する適格性があると認められるものについて、当該事業所の名称中に「認定栄養ケア・ステーション」（第4条第1項第1号）又は「機能強化型認定栄養ケア・ステーション」（第4条第1項第2号）の表記をすることを当該事業者に許諾することをいう。
- (2) 「事業者」とは、事業所を設置運営する個人、法人又は団体（法人格のない人の集合体）をいう。
- (3) 「事業所」とは、事務所、店舗その他の事業を行う施設であって、そこで行われる主たる業務が栄養ケアであるものをいう。
- (4) 「代表者」とは、法人又は団体（法人格のない人の集合体）たる事業者を代表する権限を有する者をいう。
- (5) 「責任者」とは、事業所を設置運営する個人又は事業者の従業員であって、事業所における栄養ケアの業務の実施を統括する立場にある者をいう。
- (6) 「従事者」とは、事業所において栄養ケアの業務の実務を行う者をいう。

（認定栄養ケア・ステーションの種別等）

第4条 認定栄養ケア・ステーションは、次の二種とする。

- (1) 認定栄養ケア・ステーション 本規則の第12条所定の要件を満たして認定されたもの
- (2) 機能強化型認定栄養ケア・ステーション 本規則の第13条及び第14条から第17条までに定める要件を満たして認定されたもの

2 次条以下の各条項のうち、機能強化型認定栄養ケア・ステーションについて規定するものは、機能強化型認定栄養ケア・ステーションにのみ適用されるものとする。

（機能強化型認定栄養ケア・ステーションの制度趣旨）

第5条 機能強化型認定栄養ケア・ステーションは、傷病者の療養上並びに介護又は支援を要する者の低栄養状態等の改善上必要な複雑困難な栄養及び食事に関する指導及び管理その他の栄養状態の改善に係る管理（以下「栄養管理等」という。）を、適切かつ確実に実施することが保証されたものとして設置及び運営されなければならない。

第2章 認定実施機関

（認定実施機関）

第6条 本会は、本規則ならびに関連する諸規則・規程の定めるところにより、認定

を行う。

- 2 本会は、認定にかかる事務を掌らせるため、栄養ケア・ステーション認定委員会（以下「認定委員会」という。）を設け、同委員会に栄養ケア・ステーション認定審査会（以下「認定審査会」という。）を置く。
- 3 認定委員会は、広く地域住民その他の認定栄養ケア・ステーション（機能強化型認定栄養ケア・ステーションを含む。以下、本章において同じ。）の利用者等の視点に立ってその業務を行い、認定制度の厳正かつ円滑な運用を確保するものとする。
- 4 認定審査会は、栄養ケアの業務に関する専門技術的知見をもって、認定委員会が第7条第1項の事務を適切に遂行するうえでの必要な支援を行うものとする。
- 5 本会は、認定制度の信頼性を不斷に向上させるため、同制度の適正な運用と改善に必要な措置を講ずる。

（認定委員会の所掌事務）

第7条 認定委員会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 認定の申請があったものについて、認定を相当とするか否かについての意見を議決したうえ、これを本会会長に答申すること
 - (2) 前号の意見を議決するに先立ち、当該申請が、第12条の要件を満たすものであるか否かを審査しその結果を報告するよう認定審査会に命ずること
 - (3) 前号に基づく認定審査会の報告を検討し、当該報告に関し、必要に応じて認定審査会に説明を求め、補充審査又は再度の審査を命ずること
 - (4) 認定の取り消しを本会会長に上申すること、及び、これに必要な調査を行うこと
 - (5) 認定後の認定要件等の遵守につき調査その他必要な措置を講ずること
 - (6) 別に定める認定審査基準の制定・改訂等を承認すること
 - (7) 認定制度の企画・運営の重要事項に関し、本会会長に意見を述べること
 - (8) 認定制度に関する本会会長からの諮問に答えること
- 2 認定委員会は、第12条の要件に係る認定の申請のほか、次に掲げる申請等について、前項各号の事務を所掌する。
 - (1) 第13条第1項の申請
 - (2) 第18条の申請
 - (3) 第27条第1項及び同条第2項の申請
 - (4) 第29条第1項の申請
 - (5) 第34条第1項の申請
 - (6) 第36条第1項の申請
 - (7) 前各号の申請に伴う第37条第1項の届出（前各号の申請に伴わない第37条第1項の届出を含まない。）

（認定委員会の組織等）

第 8 条 認定委員会は、学識経験者、保健医療従事者、利用者関連団体等の関係者、行政機関関係者、その他からなる委員若干名をもって組織する。

2 認定委員会の委員は、本会会長が任命する。

3 認定委員会の長たる委員（以下「認定委員長」という。）は委員の互選によって選定する。

4 認定委員会は、認定制度に関する意見や提言等をもとに、認定制度をより適正なものとするための検討を行う。

5 前各項に定める外、認定委員会の設置及び運営に関する事項は別に定める。

（認定審査会の所掌事務）

第 9 条 認定審査会は次に掲げる事務を所掌する。

（1）第 7 条第 1 項第 2 号の認定委員会の命に基づき、特定の認定の申請が第 12 条の要件を満たすものであるか否かを審査し、その審査の結果を認定委員会に報告すること

（2）第 7 条第 1 項第 3 号の説明又は補充審査もしくは再度の審査を行うこと

（3）その他前各号に関連する事務

2 認定審査会は、第 12 条の要件に係る認定の申請のほか、次に掲げる申請等について、前項各号の事務に準ずる事務を所掌する。

（1）第 13 条第 1 項の申請

（2）第 18 条の申請

（3）第 27 条第 1 項及び同条第 2 項の申請

（4）第 29 条第 1 項の申請

（5）第 34 条第 1 項の申請

（6）第 36 条第 1 項の申請

（7）前各号の申請に伴う第 37 条第 1 項の届出（前各号の申請に伴わない第 37 条第 1 項の届出を含まない。）

（認定審査会の組織等）

第 10 条 認定審査会は、本会栄養ケア・ステーション事業部担当理事及びこれ以外の本会会員からなる審査員をもって組織する。

2 審査員は、本会会長が任命する。

3 認定審査会の長たる審査員（以下「審査会長」という。）は、審査員の互選によって選定する。

4 認定審査会は、厳正に審査を行い、審査の信頼性の確保と向上に努める。

5 前各項に定める外、認定審査会の設置及び運営に関する事項は別に定める。

（実施機関の会議）

第 11 条 認定委員会は、年度ごとに定例会として開催する。

2 認定審査会は、年度ごとに定例会として開催する。

第3章 認定

(認定の要件)

第12条 認定は、次の各号（以下「認定要件」という。）を満たした申請に限りこれを行うことができる。

- (1) 事業所は、その主たる業務を別に定める栄養ケアの業務（以下「指定業務」という。）とし、同業務を適正に実施できる体制を備えていること
- (2) 事業所は、地理的又は施設・設備的に地域住民からのアクセスが容易で、地域住民に第1号の業務を行ううえで適切な環境を確保できること
- (3) 事業者において事業所の業務を持続的かつ適正に実施できる経済的裏付けがあること
- (4) 事業所に、業務に従事する管理栄養士を1名以上、専任で配置すること。また、専任で業務に従事する管理栄養士を責任者とすること
- (5) 責任者は、指定業務のうち事業所が現に行おうとする業務について、1年以上の実務の経験があること
- (6) 責任者及び従事者は、事業所を設置する都道府県の栄養士会の栄養ケア・ステーションの登録者であること

2 前項各号を満たしているか否かの認定は、認定の申請をした者から必要な資料を徴求してこれを行う。

(機能強化型認定栄養ケア・ステーションの認定の要件)

第13条 機能強化型認定栄養ケア・ステーションの認定は、第14条から第17条に定めるところ（以下「機能強化型認定要件」という。）を満たした申請に限りこれを行うことができる。

2 前項の申請が機能強化型認定要件を満たしているか否かの認定は、認定の申請をした者から必要な資料を徴求してこれを行う。

(機能強化型認定要件の事業者要件)

第14条 機能強化型認定栄養ケア・ステーションの事業者は、次の各号の一にあてはまるものでなければならない。

- (1) 管理栄養士又は管理栄養士が代表者たる法人（ただし、主たる事業が、栄養の指導及び管理並びに教育に関する役務の提供であること。）
- (2) 個人又は法人が設置する医療機関
- (3) 公益社団法人日本医師会、都道府県医師会、群市区等医師会（ただし、一般社団法人又は公益社団法人であるもの。権利能力なき社団を含む。）
- (4) 介護事業所（ただし、栄養アセスメント加算、栄養改善加算、栄養管理体制加

算等の栄養関係加算の対象事業所に限る。)を設置することを主たる事業とする法人

(5) その他、前各号に準ずる法人(ただし、主たる事業が、栄養の指導及び管理並びに教育に関する役務の提供であること。)であって認定委員会において特に認めるもの

(機能強化型認定要件の責任者要件)

第 15 条 機能強化型認定栄養ケア・ステーションの責任者は以下の各号を満たす者でなければならない。

- (1) 医療又は介護の栄養管理等の実務経験が通算して 5 年以上あること
- (2) 健康保険等並びに介護保険の保険給付に関する事務手続の知見があること(従事者に健康保険等並びに介護保険の保険給付に関する事務手続の知見がある場合を含む。)
- (3) 別に定める研修(日本栄養士会の指定するもの。)を修了した者であること
- (4) 別に定める栄養管理等に関する学術分野の学会に所属し、又は、これらの学会若しくは日本栄養士会の設置運営する栄養管理等の実務を行う適格性に関する資格で別に定めるものをしていていること

(機能強化型認定要件の事業所要件)

第 16 条 機能強化型認定栄養ケア・ステーションの事業者が管理栄養士である事業所は、栄養管理等の役務の提供が、事業者(事業所の施設の建物又はその区画を使用収益する権限を有する者を含む。)の他の事業の業務(栄養管理等以外の業務)と紛れることなく、これらと分離かつ独立した形態で行われることを確保しなければならない。

(機能強化型認定要件のその他の要件)

第 17 条 機能強化型認定栄養ケア・ステーションは、第 14 条から第 16 条に定めるもののほか、第 12 条第 1 項各号(ただし、同条同項第 5 号を除く。)を満たさなければならない。

(機能強化型認定栄養ケア・ステーションへの移行の認定)

第 18 条 既に認定栄養ケア・ステーションであって、第 14 条から第 16 条に定める要件を満たしているものは、申請により、機能強化型認定栄養ケア・ステーションへの移行の認定(以下「移行認定」という。)を受けることができる。

2 前項の申請が第 14 条から第 16 条に定める要件を満たしているか否かの認定は、認定の申請をした者から必要な資料を徴求してこれを行う。

(移行認定の取り扱い)

第 19 条 移行認定はこれがなされた日をもって新たに認定がなされたものとして、別段の定めのない限り、認定及び認定の申請並びに認定の効力等に関する次条以下の規定を適用する。

(認定)

第 20 条 認定は、認定委員会が認定を相当とするとの意見を議決し、これを本会会长に答申したものについて、本会会长が、理事会の承認を得てこれを行う。

- 2 認定をしたときは、速やかに本会理事会及び各都道府県栄養士会に報告し、各都道府県栄養士会から認定の申請をした者へ通知するとともに、本会のホームページ等にて公開する。
- 3 認定委員会が認定を相当としないとの意見を議決し、これを本会会长に答申したものについては、その旨を申請者に通知する。

(認定証交付及び再交付)

第 21 条 認定を受けた事業者には、認定したことを証する認定証（第 2 号様式）を交付する。

- 2 認定を受けた事業者が、次の各号に該当する場合には、認定証の再交付を申請することができる（ただし、再交付の申請書は第 3 号様式による。）。なお、第 2 号及び第 3 号の場合は、再交付の申請の際、破損等した認定証を添付しなければならない。
 - (1) 認定証を紛失した場合
 - (2) 認定証を破損した場合
 - (3) 認定証を汚した場合

(認定標)

第 22 条 認定を受けた事業者は、主たる事業所に認定を受けた栄養ケア・ステーション（以下「認定栄養ケア・ステーション」という。）であることを表示する認定標を掲示しなければならない。

- 2 認定標の様式は任意とする。ただし、認定標の表記は、「認定栄養ケア・ステーション」の文字を含んだものとし、事前に認定標の表記及び意匠の内容を本会に報告したうえで認定審査会の承認を受けなければならない。
- 3 前項により承認を受けた認定標は、本会の事前の承認なく、その表記及び意匠の内容を変更してはならない。
- 4 機能強化型認定栄養ケア・ステーションについては、第 1 項及び第 2 項の「認定栄養ケア・ステーション」は、それぞれ「機能強化型認定栄養ケア・ステーション」

と読み替えるものとする。

(認定に関する情報開示)

第 23 条 認定を受けた事業者と事業所の名称及び住所、代表者及び責任者の氏名その他必要と認められる事項は、本会のホームページに掲載する。

2 本会は、認定栄養ケア・ステーションに関する情報の照会を受けたときは、認定証の記載事項をもとにこれを開示する。

(認定の有効期間)

第 24 条 認定は、認定の日から 3 年間に限りその効力を有する。

2 認定の日から 3 年以内に移行認定を受けたときは、前項の期間は、移行認定の日から起算する。

(認定の取り消し)

第 25 条 認定委員会は、認定を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、直ちに本会会長に認定を取り消すよう上申しなければならない。

- (1) 申請（認定の更新も含む）に際して偽りを申告又は記載し、その他不正手段を行使したことが判明したとき
- (2) 認定要件の欠如又は欠如を来す恐れがあり、相当の期間を定めて改善を求めても、なお改善されないとき
- (3) 第 40 条に定める事業上の遵守事項に反したとき
- (4) 法令違反その他事業者として信用を損なう行為があったとき
- (5) 認定証を不正使用したとき

2 前項の上申を受けた本会会長は、直ちに認定を取り消して、認定取消通知書（第 4 号様式）をもって当該事業者に通知する。

3 前項の通知を受けた事業者は直ちに認定証を返納するとともに、認定標を廃棄し、事業所の内外の看板、掲示、壁面表記、文書・図画その他の媒体にある「認定栄養ケア・ステーション」の文字を消去又は除去しなければならない。

4 第 2 項の認定の取り消しを行った本会会長は、直ちにその旨を、本会理事会及び各都道府県栄養士会に報告するとともに、本会のホームページ上に掲載する。

(移行認定の取り消し)

第 26 条 前条の規定は移行認定の取り消しに準用する。

2 前項による移行認定の取り消しは、移行認定を受ける前に受けていた認定の効力には及ばないものとする。

(認定又は移行認定の辞退)

第27条 認定（認定栄養ケア・ステーションの認定及び機能強化型認定栄養ケア・ステーションの認定の双方をいう。以下、本条において同じ。）を受けた事業者は、申請により認定を辞退することができる。

- 2 移行認定を受けた事業者は、申請により機能強化型認定栄養ケア・ステーションへの移行認定のみを辞退することができる。
- 3 前2項の辞退の申請は、認定又は移行認定を辞退する旨の書面をもってこれを行わなければならない。
- 4 第1項及び第2項の辞退があったときは、本会は、次条に基づき認定を撤回する。

（認定の撤回）

第28条 本会は、次の各号が行われたときは、認定又は移行認定を撤回する。

- (1) 第27条第3項の書面の提出
- (2) 廃業の届出
- 2 移行認定を受けた事業者から前項第2号の届出があったときは、認定と移行認定の双方を撤回する。
- 3 認定を受けた事業者が、第1項第1号の書面を提出するとき、又は、第1項第2号の届出をするときは、認定証を添えてこれを行わなければならない。
- 4 第1項の認定の撤回（第2項の場合を含む。）があったときは、第25条第3項及び第4項の規定を準用する。

（事業の休止と認定の効力の停止）

第29条 認定（機能強化型認定栄養ケア・ステーションの認定を含む。以下、同じ。）を受けた後に、第12条第1項第4号乃至第6号の全部若しくは一部、又は、第15条第1号乃至第4号の全部若しくは一部の各要件（以下「責任者等要件」という。）を満たさないこととなった事業者で、当該責任者等要件が満たされるまでの間、認定栄養ケア・ステーションとしての事業を休止し、当該責任者等要件が満たされた時点で、認定栄養ケア・ステーションとしての事業を再開することを望む事業者は、次の各号を記載した事業休止申請書を提出しなければならない。

- (1) 責任者等要件が満たされなくなった理由又は原因
- (2) 責任者等要件が満たされるまでの期間
- (3) 前号の期間内に責任者等の要件が確実に満たされると判断できる理由
- 2 前項第2号の期間の終期は、特段の事情のない限り、認定の有効期間内でなければならない。
- 3 第1項の申請を相当と認めるときは、本会は、第1項第2号の期間に限り、認定の効力を停止する措置を講ずる。
- 4 第1項の申請が相当でないと判断したときは、本会は、特段の事由のない限り、同申請を第28条第1項第2号の届出として取り扱うこととする。
- 5 第3項の措置を受けた事業者が認定栄養ケア・ステーションとしての事業を再開

しようとするときは、事業活動再開申請書を提出しなければならない。

(認定の取り消し、撤回の関係官署への報告)

第 30 条 本会は、第 25 条及び第 26 条並びに第 28 条の規定により認定若しくは移行認定を取り消し、又は撤回したときは、直ちに関係官署にその事実及びその理由を報告する。

2 前項の撤回が移行認定のみに行われたときは、本会は、直ちに関係官署にその事実及びその理由を報告する。

第 4 章 認定の申請及び審査

(欠格事由)

第 31 条 認定を申請する事業者が次の各号に該当するときはその申請を受理しない。

- (1) 指定業務に関し、過去に違法又は不正な行為を行ったことにより、法令に基づく処罰又は処分を受けた者
- (2) 認定を取り消され、その取り消しの日から 1 年を経過しない者
- (3) 法令違反、不正行為その他の信用を失う行為のあったことを理由として法令上の不利益処分を受けてから 2 年を経過しない者
- (4) 事業者、代表者、責任者及び従事者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(認定の申請の方法)

第 32 条 認定を申請する事業者は、本条第 3 項の認定申請受付期間内に、所定の申請書（第 1 号様式）、別に定める申請書附属書類（以下、申請書及び申請書附属書類をあわせて、「申請書類等」という。）及び事業所を設置する都道府県栄養士会の発行する申請受付証（第 10 号様式）を、当該栄養士会をとおして本会に提出しなければならない。

- 2 認定を申請する事業者から申請書類等の提出を受けた前項の栄養士会は、申請書類等の表題、体裁、その他外形上明らかな不備がない限り、申請受付証を発行するものとする。
- 3 第 1 項の栄養士会をとおして本会に提出のあった申請書類等と申請受付証は、当該申請書類等に認定要件の存否の審査に關係しない不備が存しないものに限り、これを受理する。
- 4 申請書類等の受付は、年 2 回、4 月 15 日から 5 月 15 日まで、及び、10 月 15 日から 11 月 15 日までの各期間に行うことを常例とし、受付開始の少なくとも 2 ヶ月

前までに本会のホームページ上に受付期間を掲載する。

(審査)

第 33 条 認定審査会による審査は、前条第 3 項により受理された申請書類等につき、これを行う。

2 認定審査会は、認定委員会の指示があるとき、又は、同審査会が必要と認めるとときは、認定の申請をした者に資料の提出を求めることができる。

3 前項の資料の提出を求めたこと、又は、求めなかつたことは、認定の可否何であっても、これを意味するものとして理解されてはならない。

(認定の更新申請)

第 34 条 認定を受けた事業者が、認定の有効期間経過後も引き続き認定を受けようとするときは、認定の有効期間が満了する日の 3 ヶ月前までに、前条第 1 項の都道府県栄養士会（事業者が、認定栄養ケア・ステーションの認定を受けた事業所を設置している都道府県栄養士会）をとおして更新申請（ただし、更新申請書は第 6 号様式による。）を本会に行わなければならない。

2 第 1 項の期限（認定の有効期間が満了する日の 3 ヶ月前）を徒過した更新申請は、これを受理しない。

(認定の更新申請の審査、審議議決)

第 35 条 認定の更新は、第 36 条の変更内容、更新前の認定の有効期間中の事業運営の実情や実績、認定要件の充足状況などを総合的に勘案し、明らかに認定を相当としない事由のない限り、これを可とする。

2 前項の認定委員会の審議議決に供する認定審査会の審査とその報告は、審査会長が、審査員の中から指名する者がこれを行う。

(認定事項の変更申請)

第 36 条 認定を受けた以下の各号の事項（以下「認定事項」という。）に変更が生じるとき、又は、生じたときは、事業者は、すみやかに認定事項の変更申請をしなければならない。ただし、事業者の変更にかかる認定事項の変更申請は、事前にこれを行わなければならない。

- (1) 事業者
- (2) 事業所
- (3) 責任者
- (4) 主たる業務

2 認定事項の変更は、前項の変更によって既に行われた認定との同一性が損なわれないと認められる場合は、これを可とし、同一性が損なわれるおそれがある場合は、新たに認定の申請があつたものとして、これを取り扱う。

- 3 前項の認定委員会の審議議決に供する認定審査会の審査とその報告は、審査会長が、審査員の中から指名する者がこれを行う。
- 4 認定事項の変更は、第1項の申請の後の直近の認定委員会の議決に付し、その可否の効力は、同申請の時に遡らないものとする。
- 5 前項の定めに関わらず、第1項の申請に関し、第25条に則って取り扱うべき事情がある場合は、同申請は、これを受理しない。
- 6 本条に基づき行われた認定事項の変更後の認定の有効期間は、変更前の残日数とする。

(認定事項以外の事項の異動の届出)

第37条 次の各号に掲げる事項、その他、認定事項以外の事項に異動があった事業者は、すみやかに異動内容が確認できる書類（法人にあっては登記事項証明書等）を添えて、異動の届出（ただし、異動届は第7号様式による。）を事業所を設置している都道府県栄養士会を経由して本会へ提出しなければならない。

- (1) 事業者の氏名（法人にあっては、名称、代表者・責任者の氏名）
 - (2) 事業所の名称若しくは住居表示（法人にあっては、主たる事務所の所在地の住居表示）
 - (3) 事業所の連絡先、連絡先担当者、電話番号等
 - (4) その他、事業者又はその設置運営にかかる事業所を特定する事項
- 2 異動届の提出は、認定事項以外の事項の異動に限り、これを行うことができる。
 - 3 異動届が提出された場合でもあっても、異動に係る事項が認定事項であるときは、同異動届を第36条の申請書とみなしてこれを取り扱う。
 - 4 異動届に応じて記載を改めた認定証（第2号様式による。）は、申請後1ヶ月以内に発行し、申請者に交付する。

(手数料)

第38条 新たに認定を受けるための申請に要する手数料（申請に要する手数料）は、申請手数料、審査手数料及び認定手数料の3種とし、その金額及び納付先は別に定めるところによる。

- 2 認定の更新を受けるための申請の手数料（認定の更新に要する手数料）は、更新申請手数料、更新審査手数料及び更新認定手数料の3種とし、その金額及び納付先は別に定めるところによる。
- 3 第36条の認定事項の変更申請を行うための手数料（認定の変更申請に要する手数料）は、変更申請手数料と変更事務手数料の2種とし、その金額及び納付先は別に定めるところによる。
- 4 第37条第1項の届出を行うための手数料の金額及び納付先は別に定めるところによる。
- 5 第21条第2項に規定する認定証の再交付の申請に要する手数料の金額及び納付

先については、前項を準用する。

- 6 前各項の定めるところにより納付された手数料は理由のいかんを問わず返還しない。
- 7 前各項に定める外、手数料の取り扱いに関する事項は別に定める。

第 5 章 認定を受けた事業者の責務等

(認定要件の継続的充足)

第 39 条 認定を受けた事業者は、認定を受けた後も継続的に認定要件を充足しなければならない（第 8 号様式）。

- 2 本会会員は、認定を受けた事業者の事業所の業務のあり方が、認定要件又はその趣旨に反し、もしくは、これらに反する疑いがあると認めたときは、直ちにその旨を認定委員会又は本会会長に報告するよう努めなければならない。
- 3 前項の報告があった場合は、認定委員会においてすみやかに所要の調査を行い、認定要件又はその趣旨に反する事実があると認めたときは、第 23 条（認定の取り消し）に定める措置を講ずるものとする。

(事業上の遵守事項)

第 40 条 認定を受けた事業者は、事業を実施するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある事業を行わないこと
- (2) 政治活動又は宗教活動を伴う事業は行わないこと
- (3) 栄養ケアの業務と商品の販売活動とを峻別し、利用者に誤解を与えないようにすること
- (4) 特定の治療又は療養の方法等のみを勧奨するなど偏った情報提供を行わないこと

(事業者の義務)

第 41 条 認定を受けた事業者は、次の各号の義務を負う。

- (1) 每年 1 回、本会又は事業所を設置した都道府県栄養士会の開催する栄養ケア・ステーション事業に関する講習会に参加すること
- (2) 責任者及び従事者の栄養ケアに関する業務の遂行能力の継続的な維持・向上を図るために必要な措置を講じること
- (3) 每年 1 回、責任者に、本会又は事業所を設置した都道府県栄養士会が指定する責任者研修会を受講させること
- (4) 每年 1 回、事業所の事業実績等を、事業所を設置した都道府県栄養士会を通じ

- て本会会長へ報告（ただし、報告書は第9号様式による。）すること
- 2 前項各号の義務を怠った事業者に対しては、その情状に応じて、以下の各号の措置を講ずる。
- (1) 義務を怠った事情に関する説明書の提出の指示
 - (2) 義務履行の指導
 - (3) 義務履行の勧告
 - (4) 認定の取り消し
- 3 前項第1号乃至同項第3号の措置を受けたことは、認定の更新において、事業者に不利な事情となることがある。

（協力と協働）

- 第42条 認定を受けた事業者は、指定業務に関し、本会又は事業所を設置し都道府県栄養士会から業務の受託又は共同実施の要請、業務の紹介などがあったときには、応諾その他積極的にこれに対応するよう努めなければならない。
- 2 認定を受けた事業者は、栄養士会栄養ケア・ステーション及び他の認定栄養ケア・ステーションと連携・協働をはかり、それに必要な体制を整えるように努めなければならない。

第6章 認定制度の運用等

（秘密の保持）

- 第43条 認定委員会委員及び認定審査会審査員並びに本会の認定制度実施担当職員は、認定審査及び認定に係る業務等に際して知り得た秘密を関係者以外に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、退任あるいは退職後についても同様とする。

（帳簿の備付け及び保存）

- 第44条 本会に次の各号に掲げる認定の業務に関する書類等を備え、保存する。書類等は、認定を否とする決定を行った日又は認定の有効期間が満了した日から3年間保存する。

- (1) 認定の業務に関する以下の事項を記載した帳簿
 - ・認定番号、認定年月日、有効期限、審査を行った年月日及び審査結果
 - ・認定申請した事業者の名称、所在地
 - ・認定申請、更新申請、変更申請、移行申請、届出及び再交付申請の年月日
- (2) 認定申請書、更新申請書、変更申請書、移行申請書、届出及び再交付申請書並びに添付書類

- (3) 認定を取り消した年月日とその理由
- (4) その他、前各号に付隨して必要な書類

第 7 章 雜 則

(国民の理解と信頼の醸成等)

第 45 条 本会は、本規則で創設する認定制度への国民の理解と信頼を広くかつ厚く醸成するため、同制度の改善その他所要の措置を講ずる義務を負う。

2 認定を得た事業者ならびに認定申請中の者は、本会の前項の義務の履行に協力しなければならない。

(施行細則への委任)

第 46 条 本規則に特別の定めがあるものを除くほか、本規則の実施のための手続その他本規則の施行に関し必要な事項は、施行細則で定める。

(規則の変更)

第 47 条 本規則の変更は、本会理事会の議決をもって行う。変更の事実及び内容は遅滞なく各都道府県栄養士会へ報告するものとする。

附 則

第 1 条 本規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 2021 年 9 月 11 日改正は、2021 年 9 月 11 日から施行する。

第 3 条 2023 年 2 月 18 日改正は、2024 年 4 月 1 日から施行する。